

# 第1章



## 計画の背景と目的

# 1 計画策定の背景と目的・趣旨

高齢者保健福祉計画は、平成2年の福祉関係8法の改正により、平成5年4月に施行された老人福祉法及び老人保健法に位置づけられた計画です。西東京市は、平成13年1月に田無市と保谷市が合併して誕生しました。田無市としては平成6年3月（平成10年3月に改定）に、保谷市としては平成5年3月に、策定していますが、西東京市としては平成15年3月に初めて策定しました。

少子・高齢化の急速な進行をはじめ、家族と地域社会のあり方の変化、低迷する社会経済状況、情報化の進展など、高齢社会を取り巻く状況は、ここ数年でさらに変化を遂げています。特に「団塊の世代」が定年を迎える平成19年を経て、平成22年には高齢化率が20%を越え、さらに10年後の平成27年（2015年）には26%となる超高齢社会の到来が予想されています。この10年間こそが西東京市の高齢福祉を考えるうえで重要な時期であるといえます。

国では、高齢化の進行に合わせ、平成12年4月の介護保険制度の開始、同年、「ゴールドプラン21」の策定、社会福祉法等の一部改正などの取組みを進めています。今回の「介護保険制度改正」では、先にも述べた「団塊の世代」が高齢期を迎えるにあたり、生活機能の低下を未然に防止し、生活機

## 介護保険制度改正の概要

平成17年6月に  
介護保険法が改正されました。  
介護保険制度が持続可能な制度となるよう  
下記の内容について見直しが行われました。

- 1 予防重視型システムへの転換
  - (1) 新予防給付の創設
  - (2) 地域支援事業の創設
- 2 施設給付の見直し
  - (1) 居住費・食費の見直し
  - (2) 低所得者に対する配慮
- 3 新たなサービス体系の確立
  - (1) 地域密着型サービスの創設
  - (2) 地域包括支援センターの創設
  - (3) 居住系サービスの充実
- 4 サービスの質の確保・向上
  - (1) 情報開示の標準化
  - (2) 事業者規制の見直し
  - (3) ケアマネジメントの見直し
- 5 負担のあり方・制度運営の見直し

平成18年4月施行  
「2 施設給付の見直し」については平成17年10月施行



能を維持・向上させる「予防重視型システム」への転換をはじめ、給付の重点化・効率化、介護サービスの適正化、新たなサービス体系、負担のあり方・制度運営の見直しなど、大幅な制度設計の見直しを加えられました。東京都では、介護保険制度の開始に合わせ、平成12年3月に「東京都高齢者保健福祉計画」を策定し、めざすべき東京の高齢社会のビジョンとその実現に向けた取組みを総合的・体系的に明らかにするとともに、区市町村や関係団体、都民や企業等を含む社会全体としてめざすべき方向性についても示しました。また、平成12年12月には行政主導の福祉から、利用者本位の「新しい福祉」を理念とする「福祉改革推進プラン」を発表し、東京都独自の戦略プロジェクトを展開しました。平成14年2月には「地域での自立を支える新しい福祉」をめざす「TOKYO 福祉改革 STEP2」を発表しました。さらに平成15年3月、「東京都高齢者保健福祉計画」を改定し、「安心・いきいき・支え合いの高齢社会を目指して」をテーマに5つの基本的視点のもと、「高齢者が、それぞれの個性に応じ地域で自立して暮らしていけるよう、総合的な施策の展開」、「地域の保健・医療・福祉の基盤整備や各種資源の効率的な活用に対し、広域調整や支援」の2つの基本コンセプトを定めました。そして、平成18年3月には、「東京都高齢者保健福祉計画（平成18年度～20年度）」で、「団塊の世代」が高齢者となり、都民のおよそ4人に1人が高齢者となる超高齢社会に対応していくため、平成27年（2015年）の高齢社会像を念頭に、「高齢者の自立と尊厳を支える社会の実現に向けて」5つの施策展開の視点を掲げ、現時点で取り組むべき施策を明らかにしました。

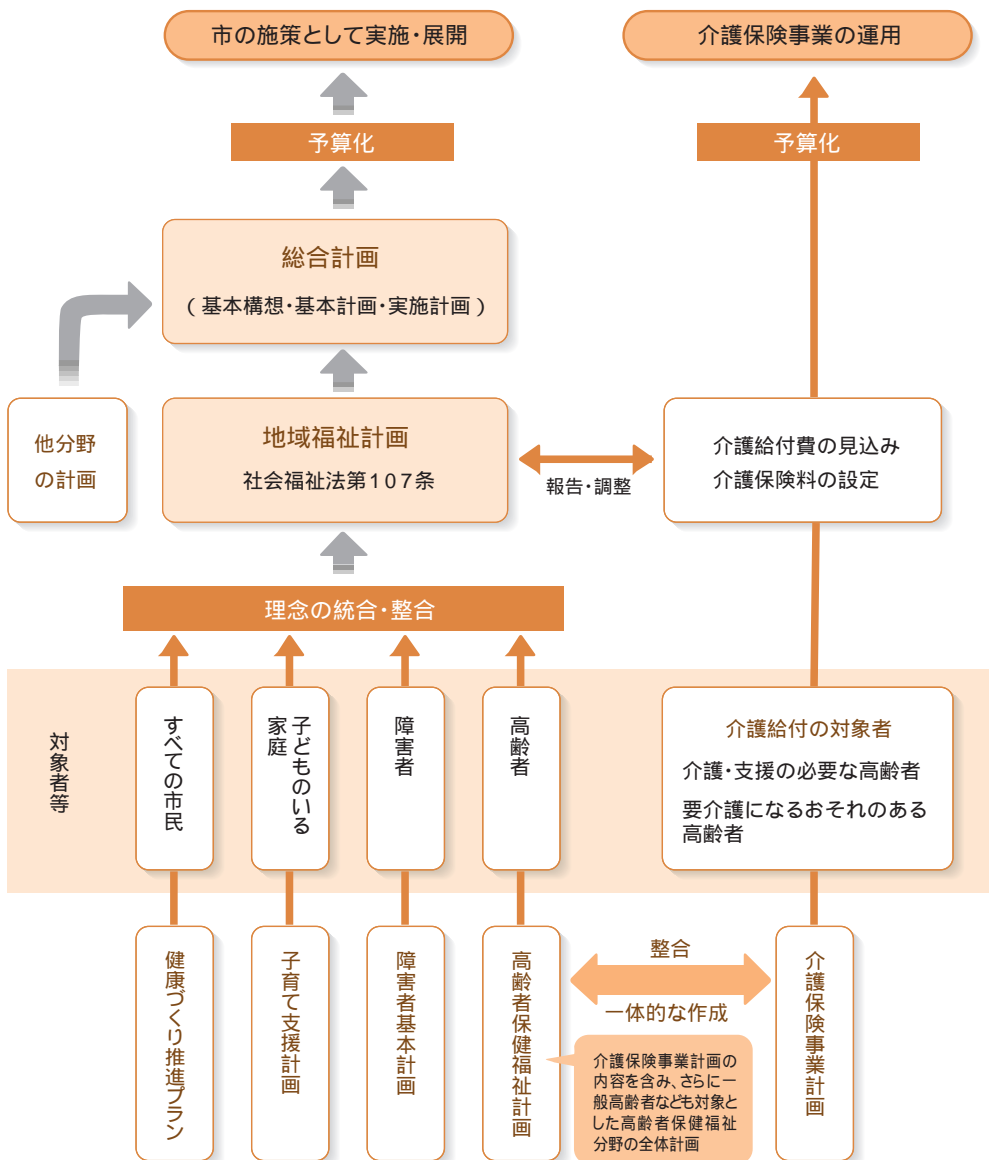
これらの背景と動向のもと、本計画の策定にあたっては、西東京市においても、平成27年（2015年）の高齢者介護のあり方（施設整備計画等）を念頭においた制度運営のイメージづくり、明るく活力ある高齢社会の構築等を基本的視点とした内容の検討、保険料の設定等が必要になっています。

「西東京市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第3期）」は、前計画の実績や進捗状況、市の高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「自助・共助・公助」の視点に立ち、今後3年間にわたる西東京市の高齢者保健福祉の考え方と目標を具体化するために策定するものです。

## 2 計画策定の流れ

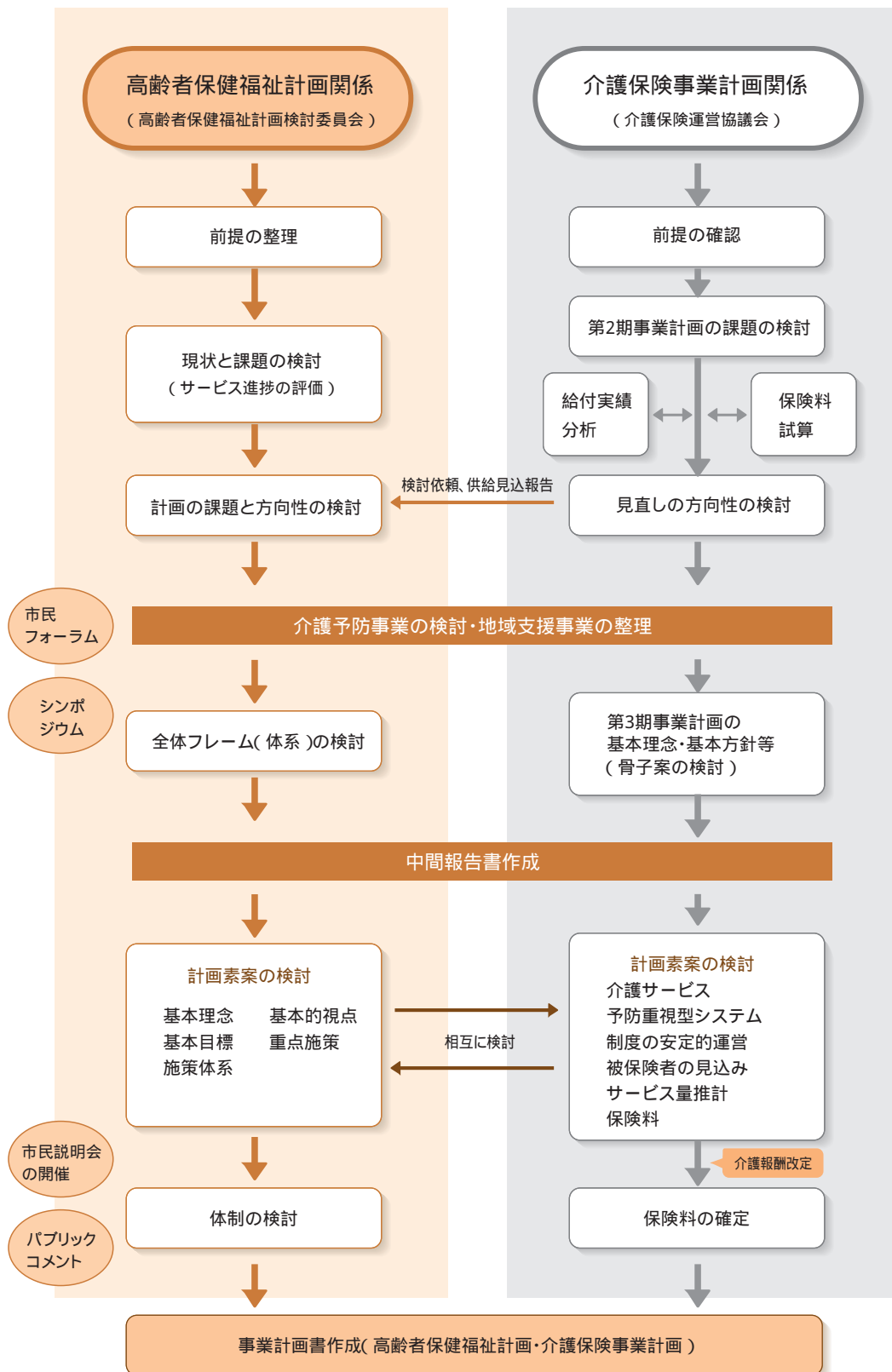
高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体的に作成される必要があるため、両計画が整合性あるものとして策定されるよう、検討を進めました。

図表 保健福祉関係計画の相関図





図表 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の検討のフロー



### 3 計画の枠組み

#### 1. 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の位置づけ

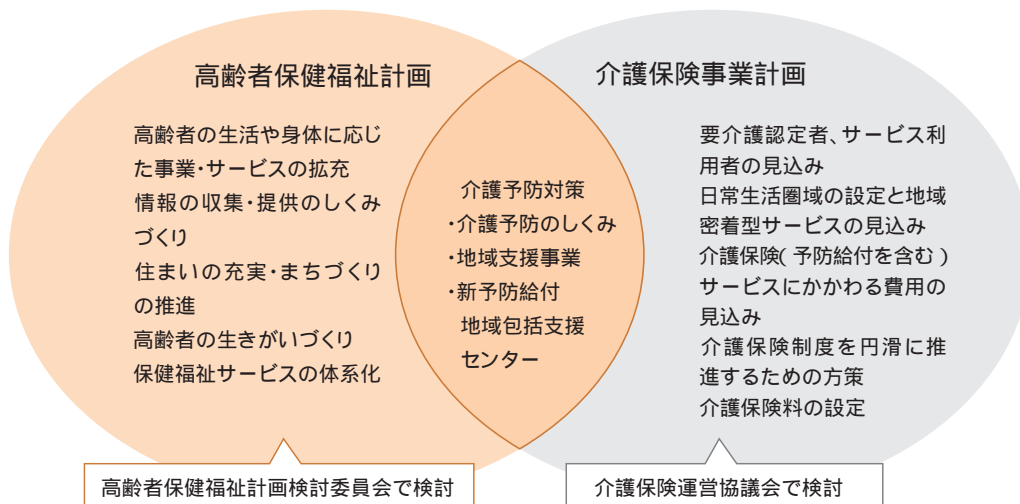
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定及び老人保健法第46条の18の規定に位置づけられた計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定される「市町村介護保険事業計画」として位置づけられます。

本計画は「西東京市総合計画」を踏まえつつ、新しい施策体系と施策内容を盛り込んだ計画です。

本計画は「東京都高齢者保健福祉計画」、「東京都介護保険事業支援計画（第3期）」との整合性を持つ計画です。従来から高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、調和を保ち作成されてきましたが、今回の介護保険制度改正では「予防重視型システムの構築」がうたわれ、「新予防給付」と「地域支援事業」が創設されました。また、それらのマネジメントを行う「地域包括支援センター」が設置されることから、両計画は一体のものとして作成することが要件となっています。

図表 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の関係



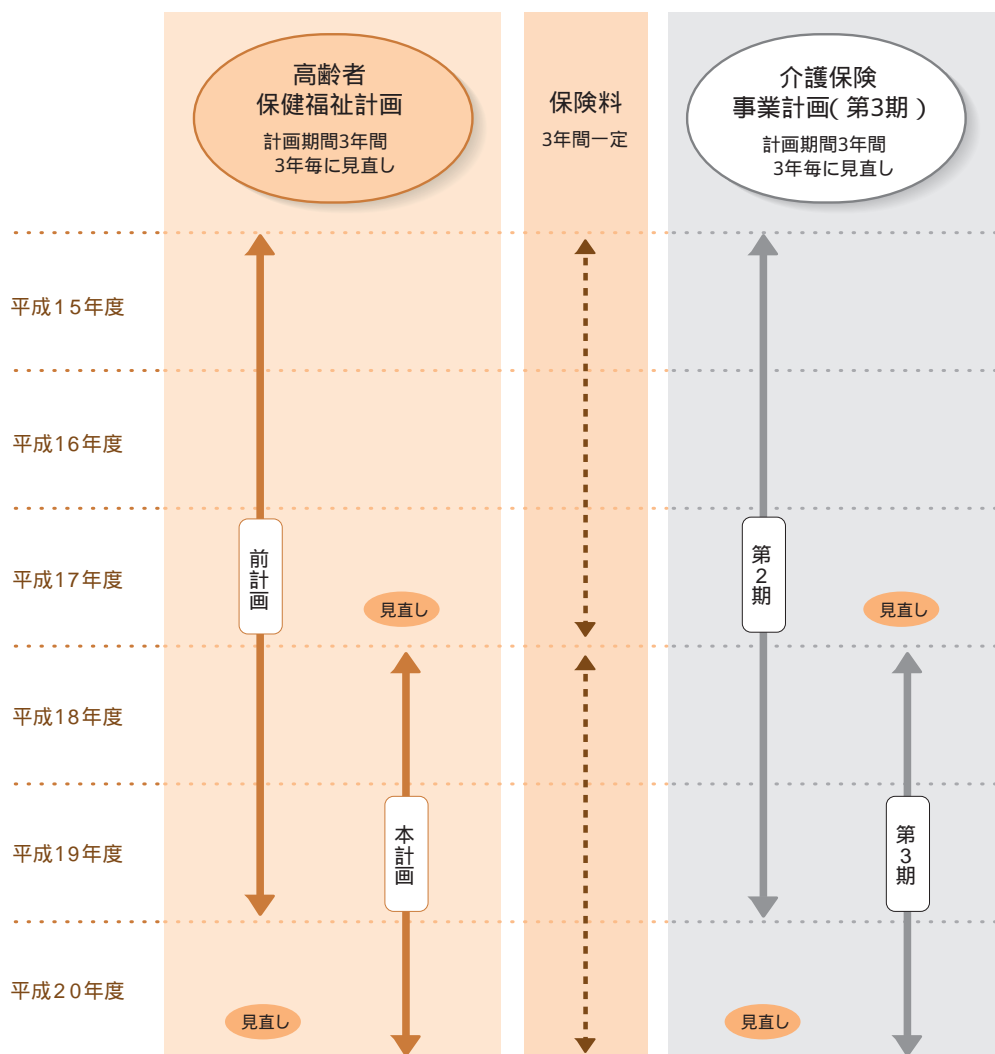


## 2. 計画の期間

「西東京市高齢者保健福祉計画」及び「西東京市介護保険事業計画（第3期）」は、平成18年度を初年度として3年を計画期間として策定するものです。

介護保険の保険料は、介護保険法第129条第3項により、「おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」とされていることから、3年毎に見直しを行うことが基本となっています。高齢者保健福祉計画は介護保険事業計画の内容を包括し、整合性を保つ必要があることから、同じく3年毎に見直しを行うことを基本とします。

図表 計画期間





## 4 計画策定における「市民参加」

### 1. 基本的考え方

西東京市は、行政運営に市民の意見を十分に反映しながら施策を立案することが不可欠であるとして「市民参加条例」を制定し、「市民参加のまちづくり」を進めています。高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定においても「市民参加」が重要なキーワードとなっています。

### 2. 具体的な市民参加

「市民参加」の方策として、以下の視点に立って実施しました。

#### 視点1 多様な参加の機会をつくる

- ・平成27年（2015年）の高齢者介護、介護予防のあり方などを検討する目的で、グループワークの手法を用い、ワークショップ形式の市民フォーラムを実施しました。「100歳で現役」をめざす健康づくり - 介護予防・みんなで話そう、考えよう - をテーマに掲げ、健康づくりや介護予防に関心のある市民、健康づくりやスポーツ関連のサークルに参加している市民などを対象に、西東京市の高齢者の現況や心身の状況、福祉会館の利用風景などを画像で見た後、在宅介護支援センターの担当区域ごとにグループに分かれて、「市民が介護予防事業に望むこと」や、「地域における社会資源である福祉会館等を活用した介護予防事業」についての具体的なアイデアを出し合い、結果をまとめてグループごとに発表を行いました。
- ・さらに、これらで得られた市民意見は、高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会において検討が加えられました。
- ・また、計画策定期間中に市民説明会を4回実施したほか、出前講座を行いました。
- ・市民に最新の情報を提供し、計画策定への参加を促すために、高齢者保健福祉計画検討委員会や介護保険運営協議会の日程の公表や傍聴の呼びかけ、検討経過をお知らせしました。

#### 視点2 市民の視点から計画をチェックする

- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、言うまでもなく、市民のための計画です。市民の視点から計画の内容をチェックし、市民の意向に沿った計画とするために、パブリックコメントを実施しました。
- ・また寄せられた意見を整理・分析し、計画の検討に活かしました。